

## C 遺言書がある場合

揃った書類に  と部数を記入し、下記書類とこの一覧表を  
池田泉州銀行へご提出ください。

**ご参考** 記載の資料はキットに  
同封しております。

<input checked="" type="checkbox"/>	ご提出いただく必要書類一覧(すべて原本をご持参ください)	部数	入手元	ご参考
<input checked="" type="checkbox"/>	預金通帳、証書 所在不明の場合は、相続預金等 手続依頼書の「通帳・証書の有無」欄の「無し」にチェックしてください。		お客さま	相続預金等 手続依頼書 [2] 相続預金等の 表示・取扱内容
<input checked="" type="checkbox"/>	キャッシュカード ※所在不明の場合は提出不要です。		お客さま	
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジット一体型キャッシュカード退会届 (クレジット一体型キャッシュカードの場合のみ必要です。)			
<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍謄本 死亡が確認できるもの。		市(区)町村役所 (役場)	「戸籍謄本を取得 していただく 際のお願い」
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書 または 遺言書情報証明書 自筆証書遺言書(法務局における保管制度を利用されている場合を除く)、 秘密証書遺言の場合は検認済証明書も必要です。		お客さま	「相続手続の ご案内」冊子 P.8
<input checked="" type="checkbox"/>	相続預金等 手続依頼書 ●遺言執行者が選任されている場合 ・選任されている遺言執行者が自署・捺印してください。 ●遺言執行者が選任されていない場合 ・遺言書上で弊行の預金等を受取られる方が特定されている場合、 その方が自署・捺印してください。 ・遺言書上で弊行の預金等を受取られる方が特定されていない場合、 受遺者と相続人全員で自署・捺印してください。		弊行	相続預金等 手続 依頼書の ご記入見本
<input checked="" type="checkbox"/>	印鑑登録証明書(6ヶ月以内に発行されたもの) 相続預金等 手続依頼書に自署・捺印された方のもの。		市(区)町村役所 (役場)	「相続手続の ご案内」冊子 P.7

必要に応じてご提出ください

<input checked="" type="checkbox"/>	●払戻金を預金口座に入金する場合 入金票(当行口座へ入金の場合) / 振込依頼書(他行口座へ入金の場合)		弊行	
<input checked="" type="checkbox"/>	●払戻金を現金で受け取られる場合(※) 被相続人さまのお取引店へお受取人さまが実印と本人確認書類をご持参ください。		お客さま	
<input checked="" type="checkbox"/>	●投資信託取引がある場合 特定口座廃止届 兼 投資信託口座廃止届出書		弊行	「投資信託の ご相続に あたって」
<input checked="" type="checkbox"/>	●NISA口座がある場合 NISA死亡届 兼 ジュニアNISA死亡届		弊行	
<input checked="" type="checkbox"/>	●投資信託の名義変更をされる場合(※) 相続上場株式等移管依頼書など(ご相続いただく口座の種類によって異なります。)		弊行	
<input checked="" type="checkbox"/>	●債券取引の名義変更をされる場合(※) 引き継がれる方のご来店および、取引印・運転免許証等ご本人確認書類		お客さま	
<input checked="" type="checkbox"/>	●貸金庫取引がある場合(※) 貸金庫鍵、貸金庫カード(貸金庫のタイプにより異なります。) 貸金庫に関する依頼書、貸金庫開扉依頼書		お客さま 弊行	
<input checked="" type="checkbox"/>	●預金取引の名義変更をされる場合(※) 印鑑票(引き継がれる方の取引印を押印してください。)		お客さま	
<input checked="" type="checkbox"/>	●裁判所で遺言執行者の選任を受けた場合 遺言執行者選任審判書		家庭裁判所	
<input checked="" type="checkbox"/>	●その他 相続放棄申述受理証明書 成年後見人・保佐人・補助人を確認する登記事項証明書 ( )		家庭裁判所 法務局	

(※) 事前に被相続人さまのお取引店にお問合わせください。

(※) 遺言書の内容によっては、法定相続人全員でのお手続きになる場合があります。(必要書類のご案内 A 参照)